

## 阿南市立小学校・中学校へ一時体験入学の手続きについて

海外の学校に在籍している学齢の児童生徒が、長期休業等により一時帰国し、阿南市に一時滞在する間、阿南市立小学校及び中学校へ体験入学等を希望される場合は、次の手続きをお願いします。

### 1 手続き内容

- (1) 体験入学等を希望する学校へ、期間や学年等を伝え、校長の内諾を受けてください。
- (2) 帰国後に、学校教育課（市役所5階）に来庁の上、一時体験入学許可願書等を提出してください。

#### 持参物

- ・児童又は生徒のパスポート
- ・結核検査診断書（原本）※結核高まん延国に6か月以上居住歴がある場合のみ提出

※結核高まん延国（文部科学省に示された結核の高まん延国）に6か月以上居住歴がある場合は、帰国後に一時体験入学を希望する学校の校医等を受診し、結核検査を受けてください。

- ・校医は、希望する学校で確認してください。
- ・診断書の様式は、別紙のとおりとします。（医療機関の任意の様式でも可）

- (3) 一時体験入学許可日より前に、児童又は生徒と保護者が受け入れ先の学校で、学校生活等について確認してください。

### 2 一時体験入学に当たり、注意していただくこと

- (1) 体験入学等を希望する学校の校長の内諾が必要となります。学校は、行事等により学校運営上支障がある場合は、受け入れができない場合があります。
- (2) 小・中学校においては、原則として、日本の学齢に相当する学年、滞在地の通学区域の学校の受け入れとなります。
- (3) 一時体験入学期間は、最長2週間とし、学籍は発生しません。
- (4) 小・中学校においては、教科用図書の無償給与はありません。
- (5) 一時体験入学期間中に万が一発生した事故やケガの責任は、保護者が負うこととします。
- (6) 一時体験入学期間中は、校則を守り、校長及び教員（教諭）等の指示・指導に従ってください。なお、他の児童又は生徒の授業及び学校安全全般の妨げになると判断した場合は、許可期間中であっても打ち切ることがあります。

#### 【問い合わせ先】

阿南市教育委員会教育部学校教育課  
0884-22-3390